

秋田公立美術大学客員教員規程

平成25年4月1日

規程第43号

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田公立美術大学学則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第1号）第13条第2項の規定に基づき、秋田公立美術大学（以下「本学」という。）の客員教員に関し必要な事項を定めるものとする。

(客員教員)

第2条 客員教員とは、優れた学識、経験等を有する者であって、本学の学術研究の進展および教育の充実を図るため、本学教員との学術交流又は本学学生に対する教育に従事するものをいう。

2 客員教員は、客員教授および客員准教授とする。

(選考)

第3条 客員教員の選考は、教育研究審議会の審議に基づき、理事長が行う。

2 客員教授又は客員准教授となることができる者は、それぞれ公立大学法人秋田公立美術大学教員選考基準に関する規程（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第39号）に定める教授又は准教授の資格を有すると認められる者とする。

(任期)

第4条 客員教員の任期は、1の会計年度以内とする。ただし、理事長が必要と認めた場合は、再任を妨げないものとする。

(報酬等)

第5条 客員教員には、予算の範囲内で、別に定めるところにより報酬および旅費ならびに研究活動に要する経費を支給するものとする。

(施設等の利用)

第6条 客員教員は、本学の教育および研究に支障のない範囲内において、

業務遂行上必要な施設、設備等を利用することができる。

(遵守義務)

第7条 客員教員は、本学の規程等を遵守しなければならない。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、客員教員に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。